

平成 31 年度 ドローン先行的利活用業務
第 3 回企画提案公募実施要領

1 事業目的

兵庫県および神戸市（以下、「県・市」という。）連携のもと、全庁横断的に多様な分野で最新技術を用いたドローンを先行的に利活用し、その効果を示すことで、県内企業を中心に民間分野での利活用を促進し、次世代産業の創出、県民の更なる安全安心な暮らし、行政サービスの向上・業務効率化の実現を目指す。

【参考サイト】

空の産業革命に向けたロードマップ 2019 等

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/mono/robot/drone.html

2 提案を求める事業の内容

県内のフィールドでドローンを飛行させ、取得した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識できない方式で作成される記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）（以下「データ」という。）の分析・解析等を行い、ドローン利活用の可能性を示すための効果的な事業内容を提案すること。

ただし、必須提案事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

【必須提案事業】

(1) 森林植生等の資源量調査

宍粟市内の山林において、レーザ計測等により樹高・立木本数調査、林分材積推定、地形解析等の森林資源調査を実施する。

また、調査結果と既存の航空レーザ測量成果等を比較し、伐採区域等の抽出について検証する。

(2) レベル 3 飛行の実施

上記(1)の実施に加え、(1)の業務の全部又は一部を「空の産業革命に向けたロードマップ 2019」で定めるレベル 3 飛行（無人地帯での補助者なしの目視外飛行）により実施する。

※必須提案事業については、別紙中「必須提案事業で想定される成果物等」を参考に提案すること。（飛行可能面積、実施時期・回数、提出可能なデータ、計測・解析方法等については、予算の範囲内で実施可能で、かつ使用する機体の性能で実現可能な提案をすること。）

※データの提出方法は、「16 本業務で取得・作成したデータの取り扱い」に記載の通りとする。

【事業実施にあたり注意すべき事項】

- (1) 県の指示に基づき、事業期間中、必須提案事業を継続して行うこと。なお、事業の進捗等により、必須提案事業の一部を行わない可能性がある。
 - (2) 必須提案事業を行うために必要な「無人航空機の飛行に関する許可・承認」（航空法）に係る手続きは、受託事業者が行うこと。
 - (3) (2)以外の各種法律（電波法等）に係る手続きも受託事業者が行うこと。
- ※必要に応じ、県が手続き・申請等のサポートを行う。

3 使用する機体（ドローン）が満たすべき性能等

使用するドローンが満たすべき必須条件は次に掲げるとおりとする。

【ドローンが満たすべき必須条件】

- (1) 2の必須提案事業の内容に応じ「無人航空機の飛行に関する許可・承認の審査要領」（平成27年11月17日制定（国空航第684号、国空機第923号）、県への応募時点において最新のもの）を満たす性能を有すること。
- (2) 無人地帯での補助者なしの目視外飛行（「空の産業革命に向けたロードマップ2019」での「レベル3飛行」）に求められる性能を有すること。

4 事業期間

契約締結日から提案事業終了日まで

※ただし、提案事業は令和2年3月31日までに終了すること。

5 事業費

18,000千円以内（税込）（消費税率は10%）

※ 1件を採択予定

※ 飛行に必要な許可・承認申請手続き、事業実施地域への移動等、事業実施にかかる経費をすべて含む。

6 対象経費の例示

- (1) 当事業に従事する職員の人件費
当該事業に従事した時間を業務日誌等により明確に区分し、勤務時間の按分等により人件費を計上すること。
- (2) 事業を実施するために必要な機器・物品等のリース経費、維持費、通信費、消耗品費、空撮費、データ解析費 等

7 応募資格

- (1) 公募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

応募資格を有する複数の者の連名による申請も可能とする。

- ① 民間企業、NPO法人、これら以外の法人（一般社団・財団法人、公益社

- 団・財団法人、事業協同組合等) (以下「事業者等」という。)
- ② 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、承認、認可又は指定を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、承認、認可又は指定を受けている、若しくは事業実施までに確実に受けること。
 - ③ 総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び請求書や納品書等の会計関係帳簿類、業務従事者の業務日誌等の労働関係帳簿類が整備されており、又は今後整備することが確実であって、事業を的確に遂行できる能力を有している事業者等であること。
 - ④ 事業の実施にあたり、県・市との打合せなどに適切・迅速に対応できる事業者等であること。
 - ⑤ 受託業務を的確に実施できる体制・設備等を有していること。
 - ⑥ 受託事業者は、実施する事業内容、飛行レベル等に合わせ、十分な対人賠償及び対物賠償を補償する第三者賠償責任保険に加入すること。
- (2) 次のいずれかに該当する事業者等は、前項の規定にかかわらず、公募に参加する資格を有しない。
- ① 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - ② 県・市の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ③ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - ④ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - ⑤ 県税、市税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - ⑥ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員の統制の下にある者

8 応募手続

- (1) 募集期間
令和元年 10 月 1 日（火）～10 月 18 日（金）17 時まで（必着）
※受付時間は、土日祝日を除く平日の 9 時から 17 時までです。
- (2) 提出先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1
兵庫県 産業労働部 産業振興局 新産業課 情報・産学連携振興班
- (3) 提出方法
直接持参又は郵送により提出することとし、FAX や電子メールでの提出は不可。直接持参の場合の受付時間は、土日、祝日を除く平日 9 時から 17 時まで。

(4) 提出書類及び提出部数

- ① 企画提案応募申請書（様式1）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
(うち押印版1部、押印版の写し8部)
- ② 提案者概要（様式1付表）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ③ 企画提案書（様式2）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ④ 事業費見積書（様式3）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ⑤ 使用する機体の性能等（様式4）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ⑥ (該当者のみ) 使用する機体の性能等（航空局の許可・承認が
まだの場合）（様式5）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ⑦ 目視外飛行の場合の国審査要領追加基準への適合性（様式6）・ 9部
- ⑧ ドローンを飛行させる者一覧（様式7）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ⑨ ドローンを飛行させる者に関する飛行経歴・知識・能力確認書（様式8）・ 9部
- ⑩ 誓約書（様式9）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9部
- ⑪ (あれば) その他提案内容を説明する書類（任意様式）・・・・・・ 9部
- ⑫ 添付書類・・・・・・・・・・・・・・・・・・各1部
 - ア 定款又は寄付行為（法人格を有していない場合は、規約等これに類する書類）
 - イ 登記簿謄本（法人格を有していない場合は、名称、所在地、設立年月日、代表者の氏名及び住所、目的、資産の総額を記載した書類）（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
 - ウ 県税（全税目）、市町税（全税目）、消費税及び地方消費税（国税）に滞納がないことを証する書類（提出の日において発行から3ヶ月以内のもの）
 - ・ 県税の証明書の様式名：「納税証明書（3）」
 - ・ 国税の証明書の様式名：「納税証明書(その3)」又は「同（その3の3）」
 - ・ 市町税の証明書は自治体により様式名が異なります。
 - エ 会社概要等、応募者の概要が分かる書類
 - オ 直近2カ年の財務諸表（事業報告書、貸借対照表及び損益計算書等）
 - カ (あれば) 使用する機体の仕様・性能等が分かる資料、国土交通省への登録状況・内容が確認できるもの等
 - キ (あれば) ドローン操縦者の保有資格等の認定書等の写し

(5) 費用負担

提案書の作成及び提出に要する経費は事業者等の負担とする。

(6) 応募に関する留意事項

応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。

9 対象事業（受託事業者等）の選定

(1) 選定方法

応募のあった提案事業は、10月29日（火）（予定）にプレゼンテーション審査を実施し、以下に掲げる内容などにポイントを置いて、総合的に評価し、選

定する。

なお、応募多数の場合は書面審査を実施する場合がある。その場合、プレゼンテーション審査は書類審査の通過者のみに対して行う。(書類審査の実施及び結果は、合否を問わず、新産業課から応募事業者等に通知する。)

審査にあたり、事業者等の適格性を判断するため、信用調査会社等による信用調査を実施する場合がある。

- ア 必須提案事業に係る提案内容の有効性・実現可能性
- イ レベル3飛行の実現可能性
- ウ 使用する機体(ドローン)の性能、飛行実績
- エ 事業費の効率性
- オ 事業実施体制
- カ 安全性の確保・異常(緊急)事態における安全管理手法 など

【プレゼンテーション審査について】

- ・プレゼンテーションにあたっては、企画提案書の内容の範囲内でスライド(パワーポイント等)を用いて、わかりやすく説明することも可とする。
- ・プレゼンテーションは、応募1件あたり、説明15分、質疑15分程度を予定。

(2) 選定結果の連絡

選定結果は、採否を問わず、新産業課から提案事業者等に対して文書により通知する。

(3) 審査対象からの除外(失格事由)

- ① 「7 応募資格」に該当しない場合
- ② 要領に違反又は著しく逸脱した場合
- ③ 選定委員等に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めること
- ④ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑤ その他選定結果に影響を及ぼす恐れがある不正行為を行うこと

(4) その他

必要に応じて、提案者に対し、個別に内容の確認や書類の提出、ヒアリング等を行う場合がある。

10 採択の取消

提出した書類に虚偽の内容が記載されていたことが発覚した場合は採択を取り消す場合がある。

11 委託契約の締結

- (1) 契約に関する事務は兵庫県新産業課で、事業の進行管理は県の各事業担当課で行う。
- (2) 県は、選定された事業を提案した事業者等と提案事業の実施方法等について

協議・調整を行う。この際、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を加える場合がある。

- (3) 契約形態は、精算条項を設けた概算契約とし、契約条項は兵庫県新産業課において示す。
- (4) 契約の相手方となる事業者等は、兵庫県財務規則第100条第1項の規定に基づき、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付する。

ただし、同項の各号のいずれかに該当する場合（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証契約を締結する場合等）は、契約保証金の全部又は一部を免除することがある。

12 契約の解除

- (1) 委託契約に記載の条項に違反があったとき、兵庫県は契約の一部又は全部を解除し、委託料の支払いをしないもしくは支払った委託料の一部又は全額の返還を求める場合がある。
- (2) 上記により契約を解除した場合、県は損害賠償又は違約金を求める場合がある。

13 事業報告等

- (1) 業務計画書、業務報告書
 - ① 事業全体の業務計画書を契約時に兵庫県へ提出したうえで、必要に応じて、随時修正を行うこと。
 - ② 委託事業終了後は、実績報告書を兵庫県に提出すること。
- (2) 事業の概要がわかるもの（随時）

企画書など概要がわかるもの（随時、県の担当者と協議のうえ、具体的な内容、構成などを決めていく）を兵庫県に提出すること。

14 委託料の支払い

- (1) 委託費の支払いは、事業費に変動等が見込まれることから、事業終了後に提出される実績報告書等に基づき、県が検査を行い、契約書に定められた内容に適合していることなどを確認したうえで支払う。
- (2) 上記に関わらず、事業の遂行上必要な場合は前金払いができるものとし、その金額は、県において決定する。

なお、実際に事業に要した経費が前金払いをした金額を下回った場合は、既支払額との差額について、返還を求める。

15 適正な事業執行に係る留意事項

- (1) 事業者等は、本事業が県との委託契約に基づく公的事业であることを十分認識し、適正な事業及び経費の執行に努めることとする。
- (2) 実施にあたっては、本事業に係る総勘定元帳、出納整理簿、支払振込書及び

請求書や納品書等の会計関係帳簿類、業務従事者の業務日誌等の労働関係帳簿類を整備するとともに、本事業の経理を明確にするため、帳簿や通帳口座を本事業単独で作成する等、事業者等が実施している既存事業の経理と明確に区分して会計処理を行うこと。

- (3) 事業者等は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿類、労働関係帳簿類（採用関係含む。）、通帳並びに業務日誌等）を事業終了後5年間保存すること。
- (4) 本事業については、事業終了後も含めて、兵庫県監査委員や会計検査院の検査対象となる場合があるため、事業者等は、検査対象となった場合は検査に協力すること。
- (5) 事業の受託により得られた情報は、委託事業終了後においても守秘義務があること。

16 本業務で取得・作成したデータの取り扱い

(1) 著作権等

- ① 本業務において取得・収集または加工・作成したデータの著作権、所有権及びその他の権利は、受託事業者等から県に無償で譲渡することとする。
- ② 受託事業者等は、県に対し、著作者人格権を行使しないものとする。
- ③ 県はデータをオープンデータとして公開することがある。

(2) データの納品方法

- ① 納品時は、原則として、県と事業者間の専用の光回線（インターネットを除く）により、県のサーバにデータを送信すること。県が指定する場合は、電磁的記録媒体等により納品すること。
- ② 上記①にかかる費用は事業者負担とすること。
- ③ 上記①の光回線は、円滑なデータ送信に必要な通信速度を確保すること（ベストエフォート型1 Gbps以上。必要に応じて増強すること）。
- ④ 大容量のデータは、送信及び県の業務端末で利活用できるよう、県と協議の上、ファイルを分割して納品すること。

17 その他の留意事項

(1) 有識者会議等への協力

県が設置している有識者会議等で必要となるデータ等の提供に協力すること。（「無人航空機の飛行に関する許可・承認申請」手続の対応状況（応答記録等）、飛行データ等）

(2) 県・神戸市等が主催するイベント・セミナー等への協力

県・神戸市等が主催する各種イベントやセミナー等でのデモ飛行・事例発表等による普及啓発等にも協力するよう、努めること。

(3) 事業の実施に伴う収入

委託事業の実施により発生した収入がある場合は、収入に相当する金額を

委託料から減額する。

(4) その他

- ① 事業の全部又は一部を県の承諾を得ずに他者に再委託することは認めない。
- ② 県と受託事業者との協議によって、事業内容の変更を行う場合がある。
- ③ 災害発生時は、被害状況に関する情報収集で、県が受託事業者に対し協力を求める可能性がある。

18 実施要領等に関する質問の受付

実施要領に関する質問は、次の方法により受け付ける。なお、事業に関する問い合わせは、兵庫県新産業課が随時受け付ける。

① 受付期間

令和元年 10 月 1 日（火）～10 月 10 日（木）17 時まで

② 質問方法

「(様式)実施要領等に関する質問票」を電子メールまたは FAX により提出。
なお、電子メールまたは FAX を送付したときは、電話などにより到着を確認すること。

③ 提出先

兵庫県産業労働部産業振興局新産業課 情報・産学連携振興班
(E-mail : shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp、FAX : 078-362-4273)

④ 回答方法

質問及び回答内容は、随時一覧表にまとめ、原則メールにて回答する。
なお、一覧表は他の応募予定者から希望があれば適宜メールで提供する。
ただし、質問又は回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるものについては、質問者に対してのみ回答する。

⑤ その他

ア 書類の具体的な記載内容や審査基準に関する問い合わせは受け付けない。
イ 電子メールのタイトルに「【質問】ドローン先行的利活用業務」と明記すること。

【担当部局】

産業労働部産業振興局新産業課 情報・産学連携振興班
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
TEL : (078)362-3054 (直通) FAX : (078)362-4273
E-mail : shinsangyo@pref.hyogo.lg.jp